米子市掲示第２７号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成２９年１０月３日

米子市長　伊　木　隆　司

１　事業の概要

（１）事業名

米子市保育所給食調理等業務委託事業　（以下「本委託事業」という。）

（２）対象施設

本委託事業の対象施設を次の３つのグループに分け、そのグループごとに、保育所給食調理等業務（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

１	米子市東保育園、米子市西保育園、米子市南保育園及び米子市すみれ保育園
２	米子市彦名保育園、米子市崎津保育園、米子市小鳩保育園及び米子市富益保育園
３	米子市春日保育園、米子市こたか保育園、米子市あがた保育園、米子市淀江保育園及び米子市宇田川保育園

（３）委託業務内容

ア　食材納入業務

イ　調理業務

ウ　盛り付け・後片付け業務

エ　施設管理業務

オ　アからエまでに掲げる業務に附帯する業務

（４）委託期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで　５年間

（５）委託事業者

（２）のグループごとに、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

なお、一の事業者が、複数のグループについて参加することを妨げない。

２　参加資格

（１）参加事業者の資格要件

このプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア　法人格を有し、委託業務を円滑に処理することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ　運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は保育所を対象とした給食調理業務の受託の実績を３年以上有していること。

（イ）小学校又は中学校を対象とした給食調理業務の受託の実績を３年以上有していること。

（ウ）厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、１回３００食以上又は１日７５０食以上を提供する調理業務の実績を５年以上有していること。

ウ　米子市内に本社、支社、営業所又は事業所を有し、又は委託業務の開始の日までに有する見込みがあること。

エ　委託契約の締結時にア及びイに掲げる要件を満たす履行保証人を確保することができること。

（２）参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

イ　米子市の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。）

エ　国税及び地方税を滞納している者

オ　過去３年以内に、保育所又は学校を対象とした給食調理業務において食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づく営業の停止処分を受けた者

カ　食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過していない者

キ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

（３）参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加資格審査申請書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までの間にこのプロポーザルに参加する事業者の備えるべき

要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

3　参加の申込み

このプロポーザルに参加しようとする事業者は、次により申込みをすること。

（1）受付期間

平成２９年１０月２７日（金）から同月３１日（火）午後４時まで

（2）提出書類

ア　参加表明書（兼参加資格審査申請書）

イ　アに掲げる書類の様式に記載する添付書類

※提出書類の様式については、別途配布する募集要項等に記載

（3）提出先

米子市加茂町一丁目１番地

米子市福祉保健部こども未来課

電　話　　０８５９－２３－５１７８

ファクシミリ　　０８５９－２３－５１３７

電子メール　　kodomo@city.yonago.lg.jp

（4）提出方法

直接持参すること。

4　提案の受付

３による申込みをした者のうち参加資格を有すると認められたものは、次により提案をすることができる。

（1）提出書類

ア　提出書、報告書及び提案書

イ　見積書

※提出書類の様式については、別途配布する募集要項等に記載

（2）提出先及び提出方法

３（３）の提出先に直接持参すること。

（3）受付期間

平成２９年１１月１４日（火）から同月２０日（月）午後４時まで

5　選定

（1）選定の方法

米子市保育所給食調理業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による第１次審査（書類審査）及び第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行う。

（２）最優秀提案者の選定

選定委員会において、評価基準の得点結果により、このプロポーザルに参加した事業者全員に対して順位付けを行い、最も順位が高い事業者を最優秀提案者として選定する。

（３）選定結果の通知

このプロポーザルに参加した事業者全員に対して文書で通知する。

６　契約の締結

５により最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として委託契約の締結について交渉を行う。当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に委託契約の締結について交渉を行う。

なお、本委託事業に係る予算が成立しない場合は、委託契約を締結しないものとする。

７　その他

（１）このプロポーザルへの参加に係る提出書類の作成及び提出等に要する費用は、全て提出者の負担とする。

（２）提出された書類等は、法令に定める場合を除き、このプロポーザルの目的以外の目的のために、提出者に無断で使用しない。

（３）提出された書類等は、返却しない。

（４）このプロポーザルについて、この公告に記載のないものは、別途配布する募集要項等によるものとする。